

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 9 月 1 日現在

機関番号：32201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：平成 21 年度～平成 24 年度

課題番号：21560670

研究課題名（和文） 東京 23 区内の墓地の変遷と隣地環境に関する研究

研究課題名（英文） Transition and neighboring environment of the graveyards in Tokyo Metropolitan area

研究代表者 渡邊 美樹
(Watanabe Miki)

足利工業大学 工学部 建築学科 准教授

研究者番号：90326819

研究成果の概要（和文）：

- 江戸期の寺地と寺院墓地の領域の変遷について、古地図や地籍図をもとに分析した結果、
- i) 江戸期に、周辺の御朱印寺院の年貢地や借地である寺院が数多い。
 - ii) 上知後、「拝領地」の約半分が「境内」となり、「年貢地」はほぼ同面積が「民有地」となった。
 - iii) 明治以後に寺地の下戻しや払下げがなされた。
 - iv) 寺院墓地は江戸の墓地と明治の「境外官有地」を基準とし、むしろ拡張している。
 - v) 西浅草や駒込では街区の中央に寺地が残存し、谷中地区では住宅地と寺地・墓地が共存している。

研究成果の概要（英文）：

As a result of the analysis on the overlapping images of the old maps, the following findings are observed:

- I) In the Edo Period, many temples' were using the Kaneiji, Kanouji, gyokurinji and Rinso-in's territory.
- II) After land requisition in the early Meiji Period, in almost all cases, less than half of the bestowed land was authorized as a precinct temple area. Leased or taxed land in the Edo Period were authorized as a private land.
- III) Some of the temple area was disposed and returned as private land due to the self-clearing petition appealed by the superior of the temple.
- IV) After many temple areas were disposed. In many cases, graveyards remained on the original temple area.
- V) The high-rise apartment and office building located along the main street in the Komagome and Asakusa.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
21 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
22 年度	900,000	270,000	1,170,000
23 年度	500,000	150,000	650,000
24 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学・建築史・意匠

キーワード：景観・環境

1. 研究開始当初の背景

明治以降、御府内の寺院の敷地は、上地と下戻しによって大きく変化した。さらに、関東大震災と戦災後の復興計画によって道路の敷設による敷地の細分化や墓地の移転計画があった。同時に、寺院の檀家構成の変化と寺地の運用によって寺院の敷地は変化を続けた。寺地に限らずとも、江戸から現在の都市は、度重なる要因によって用途や境界・領域が変貌し続けて、現在も進行している。しかし、高密度化を続ける都市のなかで、江戸から継続している寺地と墓地は、今後も継続して維持され得る貴重なオープンスペースといえる。江戸寺院の起立や移転については、既に様々な研究成果がある。また、江戸の都市と社会構成や寺地の関連、寺院の経済機構などについても様々な研究成果がまとめられている。本研究においては、それらの研究成果を参考としながら、寺地の領域、墓地の領域と周辺の環境について、特定の地区を対象とした縦断的な考察を行う。

2. 研究の目的

以上の背景から、本研究においては、現存する江戸御府内の複数箇所の寺町について、江戸期の寺町の形成過程を検証した上で、明治以降の敷地領域や土地の種別、境内と墓地の面積と領域の変化、周辺環境の変化などを分析し、変容の要因と結果との関連性についての特徴を見いだすことを目的としている。

3. 研究の方法

まず、旧幕府引継書：寺社書上（1829年）および御府内寺社備考、諸宗明細簿（1878年ごろ）から御府内寺院の名称、立地、宗派、寺格、沿革などの基礎情報を抽出した。寺院の移転や寺地の変化については、寛永江戸全図（1642-3年）、明暦江戸大絵図（1657-8年）、沽券図（1872年）、参謀本部陸軍部測量局5千分の一図（1885年）、大正元年地籍地図および台帳（1911年）、日本火災保険図（1937年）、江戸・明治・東京重ね地図および住宅地図（1999年）と航空写真を用いた。墓地については、御府内寺社備考添付および諸宗明細簿添付の配置図、参謀本部陸軍部測量局5千分の一図、住宅地図、航空写真により資料の収集を行なった。同時に東京23区内寺院墓地約300箇所の実地調査により、墓地のあり方と周辺環境についての把握と写真撮影を行なった。

4. 研究成果

（1）寺院の空間領域について

江戸時代に寺領とされた領域は、

a：寺院の本堂が配されている敷地（実際に宗教活動を行う場所）、子院、墓地および門前
b：参道沿いなどに配されている門前、寺田
c：飛び地である寺田や林などの寺領に及ぶ。
一方、江戸時代の一般的な切り絵図では「公儀」、「武家地」、「寺社地」、「町人地（町屋、門前）」、「農地、緑地」、に明瞭に彩色分けされており、aの領域が社地となっている。幕末維新、土地や家屋の売買がさかんに行われ、混乱を生じたので、明治2年（1869）5月17日、沽券状改正の町触が出された。これまでの沽券状を廃止して、単位を六尺間に統一し、町地、武家地共に適当地券高（土地の価値）を定めて一地所限りの沽券状を作成した。これまでの武家地は、華士族に賜邸したもの、土地開墾されたもの、貸付け、払下げをしたものがある。明治4年（1871）1月、政府は全国の社寺に対して、現在の境内を除く朱印除地を上知して府藩県管轄となすと発令した。明治4年（1871）の寺社領上知令が、明治6年（1873）には地租改正条例に基づく官有区分として、「境内地といえども民有の証なきものは官有地となること」が示された。しかし当時は境内外の境界が曖昧なままであったため、続く明治8年（1875）に「社寺境内外取調規則」を交付して境内外の領域を定め、寺院明細簿（1877、1878）に記録した。これにより境内、境内外および官有地、民有地の種別が決定した（図-1）。武家地の地租の徴収は、明治6年（1873）から実施され、同時に東京府所属の町地についても明治7年より再三払下げが行われた。同年、地所は皇宮地、神地、官庁地、官用地、官有地、公有地、私有地、除税地の8種類に区別された。寺地官有地は、公共用地に転用されたものと、寺地や墓地として寺院が管理したものに分かれる。官有地については、1899年（明治32）、国有土地森林原野下戻法による下戻し、1921年（大正10）国有財産法によって国有境内地として無償貸付けがなされており、実際に外観上は寺院の所有地と変わりがなかった。後に1939年（昭和14）国有境内地処分により一部の寺地が譲渡されるが、1943年（昭和18）の開戦により一旦停止、終戦後1945年（昭和20）GHQにより「政治的、社会的および宗教的自由に関する制限解除に関する覚書き」が発せられると、国有財産を無償貸し付けするという寺院に対する優遇策をとれなくなったため、1947年（昭和22）に第2次境内地処分法を発令し、1953年（昭和28）の最終審査会まで、国有地の処分を継続した。

(2) 墓地に関する法令の概要

明治元年（1868）の神仏分離令によって神道国教化政策が開始された。宗門人別帳に代わる戸籍法を 1871（明治 4）年に制定、続いて 1872（明治 5）年自葬祭禁止の令など、神葬祭推進の令を次々と発令した。同様に、神葬祭の略式整備や神葬祭墓地の確保が急がれ、同年、青山百人町（青山霊園）、渋谷羽根沢村（羽沢公園）、雑司ヶ谷（雑司ヶ谷墓地）、上駒込（染井墓地）、深川数矢元町（深川墓地）など 9 カ所を神葬祭墓地（後に共葬墓地）に指定した。翌 1873 年火葬禁止令（明治 6、1875 年には廃止）により、一基あたりの墓地の面積が増える上に、朱印内（御府内）の墓地新設を禁止したため、さらに膨大な埋葬地が必要となった。埋葬地としては、寺院境外の官有地をあて、共葬墓地として寺院に委託管理させた。明治 22 年市区改正により、市内 1000 坪未満の小墓地を市外に移転する方針が定められたが、寺院と墓地は分離し難く、郊外地の急速な発展により移転先の用地獲得が困難となり、実際に墓地移転する寺院は少なかった。震災後、被災寺院においては墓地を「特設墓地」として整理し、再び郊外への移転を促したが、東京市において移転に応じた寺院は和東であった。

(3) 台東区谷中地区の寺地と墓地の変遷

台東区谷中地区は、感応寺（日蓮宗）をはじめとする江戸以前からの 4 寺と江戸初期に江戸鬼門として起立した寛永寺を核として形成された寺町として、現在も寺町の様相を維持している都内でも希有の地区である。この地区の計 74 ヶ寺について調査研究した結果得られた知見をまとめる。

- i) 江戸期と明治初期の寺地を比較すると、天王寺と寛永寺を除く寺院の敷地形状には、余り大きな変化が見られないことから、明治初期の上地では、寺地自体の外形は殆ど変化しなかったと考えられる。また、大正元年の官有地は、その多くが明治初期の墓地領域と重なっている上、殆どが明治初期の墓地領域よりも広範囲である。天王寺内には、江戸期から広大な墓地があり、寛永寺と敷地境界が連続している上、寛永寺には徳川家の墓があることから、これを保護し広大な寺領を活用しながら墓地不足を補うため、公営墓地設営（谷中墓地）は有効な手段であったと考えられる。明治初期に敷地が近接する複数の小規模寺院においては、それぞれの敷地の同方角に墓地が配されており、墓地領域が背中合わせになっていない。隣り合う寺院の墓地が本堂前の広場に露出していたとは考えがたく、このことから、当時既に寺院境界は、生け垣や塀により分節されていたと推測される。
- ii) 大正元年の寺地と官有地は、昭和 41 年

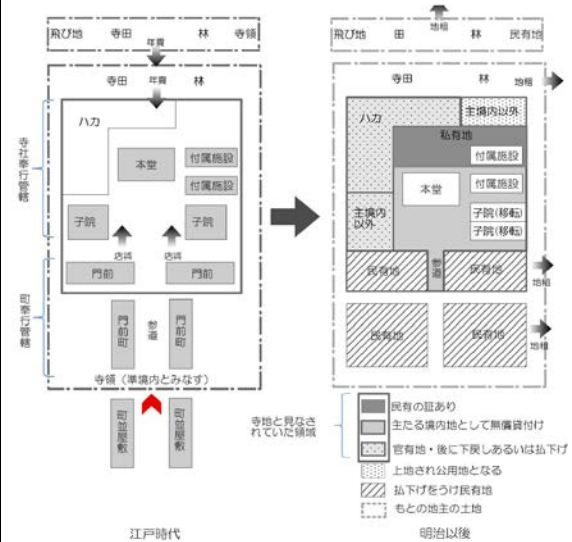


図-1 寺院領域の変化

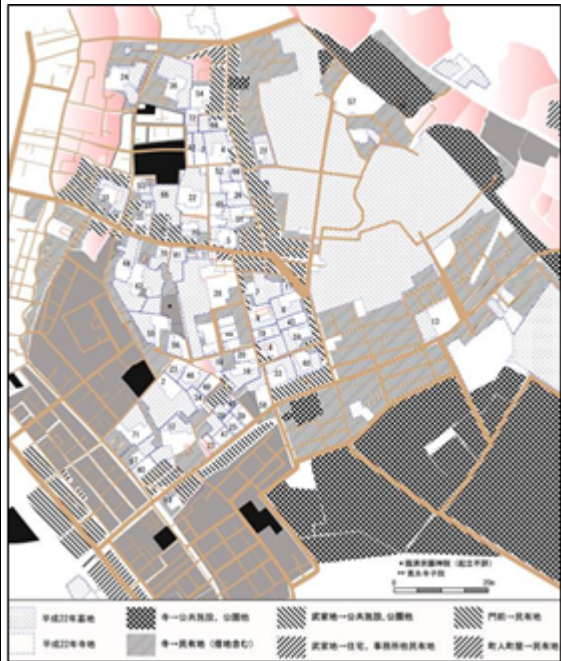


図-2 谷中地区の寺地の変遷

の寺地とほぼ重なっている。これにより、昭和の寺社領処分で殆どの官有地について寺院へ下戻しや売却がされた事と読み取れる。昭和 41 年に寺地が減少している寺院は大正期に私有地だったカ所に多い。また昭和 41 年の墓地領域は、寺地が大きく変化した寺を除き、大正期の官有地の位置とほぼ重なっている。よって、大正期の官有地を基準として実際に墓地が拡張されていた事がわかる。

- iii) 2010 年の墓地領域は、しばしば大正元年の官有地よりも更に拡張されている。このことから、昭和以降も谷中地区寺院墓地の需要は拡大し、墓地用地ではなかった敷地

も墓地として造成された事が解る。

- iv) 江戸期に門前と町人町屋だった用地は、道路の敷設や拡張により失われたカ所を除きほぼ全てが民有地として継続している。武家地であった敷地の多くも同じく民有地となっており、一部が公用地となっている。
- vi) 寛永寺全域（上野公園）と天王寺北東部（JR 線路および駅舎）は、寺地から公共施設、公園になっているカ所として圧倒的な領域を占める。寺地から民有地となったカ所は、天王寺西側にあった門前および町屋を軸として拡張した地域と、天王寺と寛永寺の境界である善光寺坂に沿って発生した地域によって形成される、L 字型の地区が特に顕著である。その他、寺地内に複雑に入り組んで発生した民有地は寺院の借地である可能性が高いが、これらの民有地に小住宅や低層のアパートが建つことによって、複雑で狭い路地が発生し、現在も維持されている。
- vii) 江戸期の寺地のおよその中心位置が 2010 年と重なっている寺院は 56 寺院、江戸期の墓地と 2010 年の墓地の位置がほぼ重なっている寺院は、17ヶ寺である。このことにより、谷中地区では、寺院領域の若干の変化はありながらも、寺院の位置が保たれ、檀家墓地を維持している寺院も多数存在する事が解る。

(4) 駒込の寺地と墓地の変遷

本項で対象とする駒込の寺町は、中山道が岩槻街道（日光御成道）と分離する「追分」から北側、現在の向ヶ丘、白山、千駄木、本駒込の一部である。江戸期に「本郷は兼康までは江戸のうち」とうたわれたごとく、この付近は江戸の市街地と農地の堺にあたり、街道沿いに御用地と門前町、周辺の大・小規模の武家地との間寺町が形成された経緯がある。以下に調査研究によって得られた知見をまとめる。

- i) 寺町書上によれば、本項で対象とする範囲には 46ヶ寺ある。御府内寺社備考などの資料から起立、移転年代をみると、1640 年以前からこの地に存在する寺院は 6 寺である。1648 年に神田から移転した寺院 5ヶ寺のうち 4ヶ寺が四軒寺町を形成し、明暦大火後に移転した寺院 13ヶ寺のうち 10ヶ寺が神田から移転するなど、計 30ヶ寺がごく近隣からの移転である。
- ii) 御府内寺社備考の寺院領地内訳と安政 3 年（1856）復元図をみると、小石川白山・指谷町の多くの町人地が伝通院領あるいは借地となっておりまた、本郷通沿いの 9 の町が軒並み麟祥院領となっており、9ヶ寺が麟祥院年貢地・借地となっている。このことから、移転以前はこの付近が麟祥院と伝通院の領境だった可能性が考えられる。
- iii) 明治 4 年上知

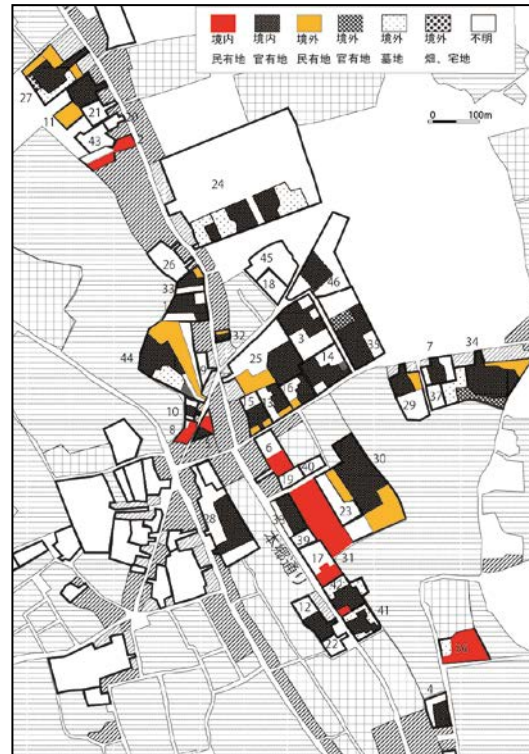


図-3 駒込地区の明治初期の寺地種別



図-4 西浅草の寺町の形成経緯

令直後の浄土宗願行寺の記実によると、前年 9 月には寺院明細書を提出させており、願行寺では「境内除地 1,300 坪、元御朱印地除地なし、現在檀家 110 軒、子院浄入院の現在檀家 52 軒、子院真行院 50 軒」と記載されている。明治 8 年に府から出張調査があり、境内地と思っていた土地 62 坪が上

知と決定されたのに対して、9年に「旧表門の土地であり、樹木を植えて丹精にしていた土地で、火災の際の逃げ場にも差し支える」として払下げ願いを提出したが、文書は却下された。11年に官有地境内外区画決定がなされ、官有地583坪は12年に無償払下げとなった他には、墓地397坪、子院領地約200坪などの内訳となっている。墓地については、22年市町村地に編入されて寺院の管理となった。このように、明治8年測量、11年区画決定、12年無償払下げという経緯をたどって、領地が変化した事がわかる。

iii) 江戸期の寺地と寺院明細帳の寺地の種別を比較すると、江戸期に「拝領地」だった寺院は、上地後の「境内」が江戸期の寺地の約半分になっていること、江戸期に「年貢地」を有している寺院は上地後に境内あるいは境外に同等の民有地を有していること、上地後に新たに民有地を取得した寺院は、上記願行寺の例にあるように、「自費開墾の労を訴え、認められた上に租税を上納した」証があることが明らかとなった。また、境内外区画の際に、本堂を含めつつ狭小な寺院の境内を切り詰めるために、境内の境界線が不自然な鍵型になっている敷地が数多く見られることが解った。

iv) 墓地領域についておおむね、大正元年の官有地墓地や私有地墓地の領域を基準として墓地が確保されている。墓地が極端に減少した寺院も多数あるが、墓地ではなかった敷地が大幅に墓地として造成されている寺院も多数ある。墓地は通りから離れた寺地の奥に位置しており、住宅地や高層マンション(5階建て以上)に囲まれた状況であることがわかる。寺地に近接する高層マンション計で31棟のうち19棟が墓地に接しており、マンションの部屋から墓地が望める状態である。

(5) 西浅草の寺地と墓地の変遷

谷中地区と近接し、江戸以前からの寺院(感応寺と浅草寺)と江戸期に起立・移転した寺院(寛永寺と浅草本願寺)との2大寺院を核として繁栄した、という同様の背景をもちながら、震災と戦災を受けたために全面的な区画整理によって街区の形状が大きく異なる、台東区西浅草計90ヶ寺の寺地と墓地の変遷について調査・研究を行なった結果得られた知見を述べる。

i) 江戸期の寺町の形成過程について絵図での確認により、寛永期に現在の浅草通り北側沿いおよび国際通り東側沿いに寺地が形成され、明暦大火後に空地だった北側と武家地・御用地だった南側に大幅に寺地が拡張しているが、寺院移転の諸記録と比較すると、これら絵図に反映されるには時間的

なずれがある。元禄6年の絵図には同年までに移転したとされる80寺のうち66寺の名称が確認され、元禄5年(1692)に境内地の種別が整理された事との関連性が考えられる。

ii) 元禄期と安政期の寺地を比較すると、元禄期に寺地だった箇所が一部安政期には町人地になっている。この領域の寺院がまとめて再移転したとみられ、前稿谷中地区の場合とは違い、西浅草では江戸期の町人地拡大の影響がみられる。

iii) 明治から大正初期にかけては、廃絶・再移転した寺院を除けば寺地全体としての極端な減少や形状の変化はみられない。大正元年の寺地の地籍には6種あり、敷地全体が官有地の寺院が18寺、個人名義の寺地や墓地が3寺あるなど地籍の内訳が複雑であり、前稿谷中地区で得た地籍の種別とは大きな相違があった。

iv) 諸宗明細簿(1877、78)と陸軍参謀本部五千分の一東京図(1885)の墓地領域には、複数箇所で見られる。さらに大正元年の地籍の種別と領域を照合すると、境内外取調記録がそのまま官有地の設定に使用されたのではないと考えられる。

v) 商業ビルや住宅用地となった旧寺地の領域を検討すると、震災復興の区画整理以後、墓地の規模が縮小されると同時に道路沿い用地の運用が急速に高まり、現在では街区の中央に寺地が残存する状況の寺院が数多い事がよみとれた。

(6) まとめ

以上、江戸期の寺町の形成過程と明治以降の被災や都市計画などの経緯が異なる3地区、台東区谷中、台東区西浅草および文京区駒込を対象として、詳細な調査研究を行なった結果、得られた知見をまとめる。

i) 江戸期に江戸の都市計画と明暦大火後、神田、湯島、矢ノ倉などごく近隣から移転した寺院が数多く、また、江戸期に周辺の御朱印寺院(玉林寺、感応寺、寛永寺、麟祥院、伝通院など)の寺院の年貢地や借地であった寺院が数多い。

ii) 明治上地後、江戸期の寺地が「拝領地」であった寺院の「境内」の面積は、江戸期の寺地の約半分となっており、一方、民有地を持つ寺院はその面積が江戸期の「年貢地」の面積とほぼ一致する。

iii) 明治以後は様々な経緯を経て、寺地の処分がなされた。

iv) 明治以後、寺院墓地は江戸期の墓地と明治期の「境外官有地」を基準として確保され、多くの寺院において、むしろ拡張している。

v) 現在、西浅草や駒込地区では、街路沿いの敷地の殆どが住宅やオフィスなどの

用地として運用されており、街路から寺院の外観を確認することは難しい。駒込地区では、高層マンションのベランダから墓地进行望む状況も多々あるが、高密度な都市の貴重なオープンスペースとして、今後も維持される可能性がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 渡邊美樹、日本建築学会計画系論文集、台東区谷中地区の寺地の変遷-墓地領域に着目して-、査読有、669号、2011年、pp. 2255-2261
- ② 渡邊美樹、日本建築学会計画系論文集、台東区西浅草の寺町の変遷、査読有、685号、2013年、pp. 715-723

〔学会発表〕(計6件)

- ① 渡邊美樹、江戸御府内寺院境内地の変遷その1、日本建築学会2010年度大会(北陸)F-2、2010年、PP. 379-380
- ② 小野貴仁、渡邊美樹、江戸御府内寺院領地の変遷その2、日本建築学会2010年度大会(北陸)F-2、2010年、PP. 381-382
- ③ 渡邊美樹、谷中玉林寺領の変遷、日本建築学会2011年度大会(関東)F-2、2011年、PP. 593-594
- ④ 渡邊美樹、台東区西浅草の寺地の変遷、日本建築学会2012年度大会(関東)F-2、2012年、PP. 593-594
- ⑤ 渡邊美樹、文京区駒込の寺地の変遷 その1-江戸期の寺町の成立-、日本建築学会2013年度大会(関東)F-2、2013年、pp. 411-412
- ⑥ 周胤宏、渡邊美樹、文京区駒込の寺地の変遷 その2-明治以降-、日本建築学会2013年度大会(関東)F-2、2013年、pp. 413-414

〔図書〕(計2件)

- ① 水村容子、井上由紀子、渡邊美樹、他、私たちの住まいと生活、彰国者、2013年出版予定
- ② 渡邊美樹、他、千駄木の家、経験豊かな建築家とつくる家、建築ジャーナル、2013年9月30日出版予定

〔産業財産権〕該当なし

〔その他〕

- ① 渡邊美樹、周胤宏、「歴史と現在をつなぐフレーム」、第14回日本建築学会関東支部設計競技、優秀賞受賞、2012年
- ② 渡邊美樹、佐藤忠志ほか4名、「ハム家具」、JAPANTEX2011インテリアデザインコンペティション、奨励賞受賞、2011年

- ③ 渡邊美樹、「塀のすきまから」、第12回メトロ文学館、入選、2011年
- ④ 渡邊美樹、「客の多いざる」、第1回芸都八幡浜東屋設計デザインコンペ、優秀賞、2011年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡邊美樹 (WATANABE MIKI)

足利工業大学 工学部建築学科 准教授

研究者番号：9036819

(2) 研究分担者、(3) 連携研究者は該当なし